

やまぐちパラアスリート育成ファンド助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、パラリンピック競技大会やデフリンピック、その他世界レベルの国際大会で活躍する本県在住等のパラアスリートを育成し、障害者スポーツの一層の活性化を図ることを目的として、選手の活動に対する助成金の交付について、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、パラリンピック、デフリンピックその他世界レベルの国際大会への出場を目指し活動している障害者アスリートで、次のいずれかに該当する者とする。

ア 山口県内に在住又は山口県内の施設、学校若しくは職場に通所・通学・通勤している者

イ 山口県内の中学校、高等学校又は特別支援学校を卒業した者で、県内の競技団体に所属し活動している者

(助成対象経費等)

第3条 対象となる経費、助成額及び補助率は別表に掲げるものとする。

(助成金交付の申請)

第4条 第1条の規定による助成を受けようとする者は、やまぐちパラアスリート育成ファンド助成金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、公益社団法人山口県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）に提出しなければならない。

(1) 年間活動計画書

(2) 収支見込み

(3) その他協会会長が必要と認める書類

(助成対象者の決定)

第5条 助成対象選手及び交付額の決定については、協会が設置する選考委員会で審査の上、選考を行うものとする。

2 選考委員会で審議した結果については、申請のあった者に通知するものとする。

3 選考委員会の設置及び運営については、別に定める。

(助成金の支払)

第6条 助成金の支払については、交付決定された額の2分の1を概算払いにより、残りの2分の1を精算払いにより、助成対象選手の指定した口座に支払うものとする。

- 2 助成金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第2号）を協会会長に提出しなければならない。
- 3 協会会長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

（実績報告）

第7条 助成対象選手は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて協会会長に提出しなければならない。

- (1) 年間活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他協会会長が必要と認める書類

（額の確定）

第8条 協会は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、協会会長はその旨を助成選手に通知するものとする。

（助成金の交付の取消し等）

第9条 協会会長は、助成対象選手が次の各号に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
 - (3) 事業の施行方法その他事業が不相当であると認められるとき。
- 2 協会会長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（報告及び調査等）

第10条 協会会長は、必要があると認めるときは、助成対象選手に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして実地に調査させることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】

やまぐちパラアスリート育成ファンド対象経費、助成額及び補助率

助成対象経費	遠征等参加費	国際大会や国内大会、強化合宿等への参加に係る参加費、交通費及び宿泊費
	競技用具の整備	対象者が競技に使用する用具の購入及び修理費
	指導者謝金	コーチ及びトレーナーへの報酬
	医科学サポート	運動能力測定等に要する費用、スポーツジム等に要する費用、身体ケアに要する費用 等
	使用料等	練習会場の使用料等
	その他	競技力向上に要する経費で協会が認めるもの
助 成 額	1 人当たり年間 25 万円/人	
補 助 率	1 0 分 の 1 0	